

平成 25 年 7 月 19 日

労災レセプト電算処理システム対応に関するお知らせ（その 1）

労災レセプト電算処理について、平成 25 年 9 月を目処にシステム化が進められています。既に、労災レセプト電算処理マスタコード（以下、労災レセ電コード）も厚生労働省が公開しています。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rezeptsystem/index.html

日医標準レセプトソフト（以下、日レセ）においても、労災レセプト電算処理システムへの対応を進めていますが、対応するにあたり労災レセ電コードと日レセ労災コードを照合したところ、コードに相違がある事が分かりました。

労災レセプト電算処理システムにおいては、労災レセ電コードで請求を行う必要がある為、まずは日レセ労災コードについて変更を行いたいと考えています。

<日レセ労災コード変更について>

（1）現在の日レセ労災コードの適用期間を全て平成 25 年 6 月末までとし、平成 25 年 7 月 1 日以降の日レセ労災コードを労災レセ電コードに入れ替えます。

（平成 25 年 7 月 1 日診療分以降は労災レセ電コードを使用する事とします）

（自賠責（労災準拠）も同コードを使用する事とします）

※詳細は、別表の「日レセ労災コード新旧対応表」にてご確認ください。

（2）マスタ更新データは 5 月下旬に提供予定です。

又、労災レセプト電算処理システムに関する日レセ対応スケジュールは、以下のようになります。

< 1 > 対応スケジュール

- | | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------|
| 5 月中旬 | : 再アナウンス及び
労災コード変更分の各種登録リスト作成プログラムの詳細説明
「傷病の経過」欄の記載に関する入力方法の詳細説明 等 |
| 5 月下旬 | : マスタ更新データ提供及び
日レセ労災コード変更に伴うパッチプログラム提供（ver.4.6 以降） |
| 7 月下旬 | : 労災レセプト電算処理システム対応パッチプログラム提供（ver.4.7 以降） |
| <未定> | : 試験稼動 |
| <未定> | : 労災レセプト電算処理システム本稼動 |

< 2 > 7月1日診療分以降の運用面における留意事項について (ver4.6以降)

1. 事前に5月下旬提供予定のマスタ更新とプログラム更新を必ず行ってください。
2. 日レセ労災コード変更に伴う留意事項

(1) 診療行為入力でのD O使用について

6月30日診療以前の診療行為入力分を選択した場合で、労災コードが変更となっている診療行為入力分は、7月以降の労災コードに置き換えて表示する事とします。

注：点数マスタの特定器材商品名ユーザ登録で、058で始まる点数マスタの「算定器材コード」に労災コードを設定されている場合は、事前に058で始まる点数マスタの適用期間を6月30日までと7月1日からに区切り、7月1日からの点数マスタの「算定器材コード」には7月以降の労災コードを設定しておく必要があります。

- (2) セット登録されている労災コードが7月以降コード変更となる場合は、事前に該当セットの適用期間を6月30日までと7月1日からに区切り、7月1日からのセットには7月以降の労災コードを設定しておく必要があります。
- (3) 入力CD登録されている労災コードが7月以降コード変更となる場合は、7月1日以降の運用についてご検討いただき、必要に応じて入力CDの付け替えを行ってください。
- (4) 日レセと接続されている周辺システム等においては、7月1日診療分から労災コードの切り替えが必要となります。6月30日診療分までの訂正も考慮する必要があります。

◆切り替えが出来ないとどうなるか

例えば、運動器リハビリテーション料(2)を算定する場合で説明します。

点数マスタの内容 (マスタ更新でこのようになります)

===== 6/30 7/1 =====	
101800130 運動器リハビリテーション料(2)	関節可動域検査
101800290 日常生活動作検査	運動器リハビリテーション料(2)

7月1日診療分からは、101800290のコードで算定しないと関節可動域検査を算定する事になります。

****重要****

労災レセプト電算処理システム対応は ver4.7以降で行いますが、日レセ労災コードの変更に
ついては ver4.6以降で行いますので、「< 2 > 7月1日診療分以降の運用面における留意
事項について」の対応は、ver4.7・ver4.6共に必須となります。

< 3 > 労災コード変更分の各種登録リスト作成プログラム提供について

留意事項の対応を行って頂く際の参考資料として、5月下旬のパッチプログラム提供時に、労災コード変更分の各種登録リスト作成プログラムを提供します。

労災コード変更分の各種登録リストは、以下の3帳票になります。

- (1) 労災コード変更分の入力CD登録リスト
- (2) 労災コード変更分のセット登録リスト
- (3) 労災コード変更分の特定器材商品名登録リスト

又、パラメタ設定で、労災コード変更分の入力CD一括削除も可能とします。

(入力コードの付け替え作業をしやすくする為)

削除時には、労災コード変更分の入力CD削除リストを作成します。

※労災コード変更分の各種登録リスト作成プログラムの詳細説明は、5月中旬の再アナウンスの際に併せて行います。

<4> 労災レセプト「傷病の経過」欄の記載について (ver4.6以降)

現在、労災レセプト（短期・傷病・アフター・公務災害）の「傷病の経過」欄には、会計照会画面の「コメント」(Shift+F4)又は、病名登録画面の「コメント」(Shift+F5)押下により遷移する(C50)コメント入力画面で入力された内容を記載しています。

(システム管理2005の「労災コメント記載」設定で、摘要欄に記載する事も可能としています)

労災レセプト電算処理システムにおいて、(C50)コメント入力画面で入力された内容は、医保同様に症状詳記レコード(診療識別:SJ)・コメントレコード(診療識別:CO)へ、「傷病の経過」は、労災レセプトレコード(診療識別:RR)へ、それぞれ記録を行う必要がある事から、労災レセプト「傷病の経過」欄の記載について、7月診療分から以下の仕様に見直しを行う事とします。(6月診療分までは変更なし)

- (1) (C50)コメント入力画面で入力された内容(区分01~99)は、医保同様に摘要欄に記載する事とします。
- (2) システム管理2005の「労災コメント記載」設定については、6月診療分レセプトまで有効とします。
- (3) 「傷病の経過」欄に記載する内容は、(C50)コメント入力画面に新たに区分を追加し、その区分で入力していただく事とします。
(5月下旬のパッチプログラム提供時に新たに区分を追加します)

****重要****

7月診療分以降の労災レセプト(短期・傷病・アフター・公務災害)(ver4.7・ver4.6)が仕様見直しの対象となりますので、ご注意ください。

※「傷病の経過」欄の記載に関する入力方法の詳細説明は、5月中旬の再アナウンスの際に併せて行います。